



2025年3月25日

各 位

会 社 名 カナデビア株式会社
代表者名 取締役社長兼 COO 桑原 道
(コード：7004、東証プライム)
問合せ先 執行役員 経営企画部長 宮崎 寛
TEL 06-6569-0005

(開示事項の経過) 再発防止策に関するお知らせ

カナデビア株式会社(以下、「当社」)は、2024年7月5日付「当社グループにおける船用エンジン事業に関する不適切行為について」にて公表した不適切行為(以下、「本件」)に関し、同年7月17日付で設置した当社グループから独立した外部有識者で構成される特別調査委員会より、本日、調査結果及び再発防止策の提言等を受領しました。

当該調査結果及び再発防止策の提言等の内容については、本日付「(開示事項の経過) 当社グループにおける船用エンジン事業に関する不適切行為について」にて公表しているとおりです。

当社グループといたしましては、本件の原因について厳粛に受け止め、下記の再発防止策に取り組むとともに、特別調査委員会の提言をもとにさらなる実効性の高い再発防止策に取り組むことで、ステークホルダーの皆様からの信頼回復に努めてまいります。

記

1. 本件に関する日立造船マリンエンジン株式会社(以下、「HZME」)及び株式会社アイメックス(以下、「IMEX」)における再発防止策

(1)計測システム及びプロセスに対する再発防止策

2024年12月25日付「(開示事項の経過) 当社グループにおける船用エンジン事業に関する不適切行為について」にて公表した調査報告書「8.1 計測システム及びプロセスに対する再発防止策」に記載のとおり、「燃料消費量のデータの書換行為」、「排ガス成分濃度計測及び一般性能計測のプロセス」、「水制動機荷重表示値の調整行為」に関する再発防止策についてはすでに対応を開始しております。具体的な内容については当該調査報告書をご参照ください。

また、「計測及び記録の自動化」については、現在準備を進めており、システムが扱うデータの健全性を各船級にご確認いただいたのち、運用を開始する予定です。

(2)品質不正防止の取組強化

①HZME及びIMEXでは、本件が発覚して以降、品質不正の防止を含む業務上の課題や問題を早期に把握するため、社長と各部門長、または経営陣と従業員が面談を行う取組みを開始しております。

②HZME及びIMEXでは、エンジンの試運転を行うための十分な時間が確保されていなかったことが不正が生じる原因の一端となっていたことを踏まえ、エンジンの試運転について、これまでより余裕を持った期間を設定する取組みを行っております。

2. 本件に関する当社グループとしての再発防止策

(1)経営トップによるコミットメント

経営トップがコンプライアンスの徹底を繰り返し発信することにより、当社グループとして不正を絶対に行わないことを役職員に認識させるとともに、社外に対しても、当社グループ全体として不正防止に真摯に取り組む姿勢を示します。

(2)組織風土改革・意識改革

- ①当社グループとしてのありたい姿（状態）に関する議論を行い、Kanadevia Valueをはじめとする当社の理念や規範をもとにありたい姿（状態）を具体化し、役職員がその考えを十分に理解して行動できるよう経営トップから繰り返しメッセージを発信します。
- ②品質不正をはじめとする様々な不正を拒絶でき、何か不安や懸念があれば共有しあえる職場とするため、経営層と従業員との面談を実施する取組みを促進します
- ③管理職が部下の抱えている品質不正を含む様々な問題や悩み等を把握し、適切に問題解決を図ることができるよう、傾聴・対話・コミュニケーションの活性化に向けたマネジメント力向上の取組みを行い、管理職としての役割・心構えを自覚させます。
- ④組織の縦割り化や業務の属人化を防ぐために、人事ローテーションの活性化を図り、長期間、一人の担当者が同じ業務に従事しないような仕組みを構築します。
- ⑤従業員一人ひとりが、不正を拒絶できる倫理観を持つことができるよう、継続して啓蒙を行うとともに、自身の役割・責任に対する意識を高めることに着眼した教育等を実施します。

(3)業務プロセスの改善

- ①各部門の業務管理規程と業務の実態を照合し、業務プロセスに組み込まれた不正のリスクを確認します。その上で、重大な不正につながるプロセスの排除、及び、業務所掌の見直しを行い、不正を防止できる実効性のある業務管理規程に改訂します。
- ②若手の従業員であってもベテランの従業員と同じように業務を遂行できるよう、業務プロセスを可視化・標準化し、確実な業務遂行（ミス・手戻りの防止）と業務の効率化を行います。

(4)品質不正防止の取組み

- ①社長を委員長とするコンプライアンス委員会の下部組織として 品質コンプライアンス委員会を設置します。そして、業務執行部門の契約遵守状況や、試験・検査結果の報告の適切性を品質保証部門が確認し、その結果を品質コンプライアンス委員会へ報告する仕組みを構築します。また、本件の一連の不適切行為にかかる是正措置の実施状況は、品質コンプライアンス委員会でモニタリングを行います。
- ②チャットボットを利用した品質相談窓口を設置し、自分の疑念や考え方を気軽に相談・確認できるようにするとともに、相談事項について調査等を依頼したいときは品質保証部門の担当者に対して直接相談できる仕組みを構築します。
- ③同業他社で品質不正が発覚した場合に、当社グループにおいて同様の品質不正が行われていないかを確認する手順を策定します。また、当該品質不正の原因が明らかになった時点で、当社グループの業務プロセスにおける同様の原因による品質不正の可能性の有無を確認する手順も策定し、品質不正が生じている可能性がある場合は、改善策を検討・実施します。
- ④特別調査委員会から受領した調査結果及び再発防止策の提言等ならびに当社の再発防止策については、社内報告会を開催し、役職員への周知を図ります。報告会は、複数の事業所で開催することとし、できるだけ多くの役職員へ直接説明することを予定しております。

(5)品質保証部門の人員確保

品質保証部門の体制強化のため、人員を補強するとともに、品質保証業務に必要な素養・スキルが得られる研修・教育を実施します。

(6)取締役会の監督機能強化

コンプライアンスに関する活動の取締役会への報告回数を増やすことに加え、重大なコンプライアンスに関するリスク情報を取締役会に共有するレポートラインの明確化を図ります。これらの取組みにより、取締役会に報告すべきコンプライアンスリスク情報が速やかに取締役会に報告され、重大なコンプライアンスリスク事案等が共有されることで、取締役会においてコンプライアンスや内部統制に関して議論する機会を増やし、より一層の取締役会の監督機能の強化を図ります。

以上